

静岡県告示第705号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和3年9月7日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルプタノアート及びその塩類（通称名5F－EMB－PICA、EMB－2201）	令和3年9月4日
2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン及びその塩類（通称名2－Thiothione、 β k-MPA）	令和3年9月4日
2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類（通称名 α -PCYP）	令和3年9月4日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。